

## 医療機関で働く方の勤務環境改善を

病院、診療所、施設等の医療関係の皆様へ  
労務管理全般に関するご相談、労働基準関係法令の  
内容に関するご質問などに対応します。

例えば、次のようなことがあれば、お気軽に相談ください。

長時間労働の課題に  
対応したい

パワハラやセクハラに  
適切に対応したい

メンタルヘルス対策を  
充実したい

労務管理全般の  
勉強会を開きたい

### 医療労務管理相談コーナー利用申込書

(一社)兵庫労働基準連合会 医療労務管理相談コーナー 御中

年 月 日

事業場所在地			
事業場名			
担当者(役職)	氏名	ご連絡先	

医療労務管理アドバイザーを利用したいので、以下の通り申し込みます。

業種(該当に○)	・病院	・診療所(有床)	・その他	労働者数	人
ご希望日	月 ( 上旬 ・ 中旬 ・ 下旬 )				

申込みは、下記宛先に、郵便またはファックスにより直接お申し込みください。後程、医療労務管理アドバイザーからご連絡させていただきます。

(一社)兵庫労働基準連合会内 医療労務管理相談コーナー

住所 〒651-0096 神戸市中央区雲井通4丁目2番2号マークラー神戸ビル12階

電話・Fax **0120-050-033**(受付時間は9時から17時まで)

メールアドレス h-iryous@sage.ocn.ne.jp ホームページ [http://www.hyogo-roki.or.jp/iryous\\_roumus/](http://www.hyogo-roki.or.jp/iryous_roumus/)

# 「緊急的な取組」の徹底に向けて

医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組として下記の6項目が「医師の働き方改革検討会」から示されています。医師の時間外労働の上限規制は2024年3月31日まで猶予されていますが、それまでにすべての医療機関に対し下記6項目の取組みが要請されていますので実行方をお願いいたします。

1 医師の労働時間管理の適正化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・まずは医師の在院時間について、客観的な把握を行う。</li><li>・ICカード、タイムカード等が導入されていない場合でも、出退勤時間の記録を上司が確認する等、在院時間を的確に把握する。</li></ul>
2 36協定等の自己点検	<ul style="list-style-type: none"><li>・36協定の定めなく、又は定めを超えて時間外労働をさせていないか確認する。</li><li>・医師を含む自機関の医療従事者とともに、36協定で定める時間外労働時間数について自己点検を行い、必要に応じて見直す。</li></ul>
3 産業保健の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・労働安全衛生法に定める衛生委員会や産業医等を活用し、長時間勤務となっている医師、診療科等ごとに対応方策について個別に議論する。</li></ul>
4 タスク・シフティング（業務の移管）の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・点滴に係る業務、診断書等の代行入力業務等については、平成19年通知（※）等の趣旨を踏まえ、医療安全に留意しつつ、原則医師以外の職種により分担して実施し、医師の負担を軽減する。</li></ul> <p><small>※「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（平成19年12月28日医政発1228001号）</small></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定行為研修の受講の推進とともに、研修を修了した看護師が適切に役割を果たせる業務分担を具体的に検討することが望ましい。</li></ul>
5 女性医師等の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進するなどきめ細やかな支援を行う。</li></ul>
6 医療機関の状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・全ての医療機関において取り組むことを基本とする1～5のほか、各医療機関の状況に応じ、勤務時間外に緊急でない患者の病状説明等を行わないこと、当直明けの勤務負担の緩和（連続勤務時間数を考慮した退勤時刻の設定）、勤務間インターバルの設定、複数主治医制の導入等について積極的な検討・導入に努める。</li></ul>

## 取組事例の紹介

● 医療勤務環境改善の取組を行っている事例としては、

- ① 時間外労働の削減
- ② 年次有給休暇の取得促進
- ③ 補助者(医師事務作業補助者、看護補助者等)の配置
- ④ 当直明け勤務者への配慮
- ⑤ 夜勤、緊急対応等に対する給与・手当等の充実・改善 などが 있습니다。

● 子育て・介護及び健康支援では

- ① メンタルヘルス相談窓口設置
- ② 安全衛生管理体制の整備
- ③ 院内保育所等の整備
- ④ 雇用形態や勤務形態を選択可能な制度（短時間正職員制度、フレックスタイム制度等）の整備 などが行われています。

